

○議長 小田 武人君

次に、9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

件名1、4町での公共交通の確保について。平成30年3月17日のJRのダイヤの改正により、遠賀川駅での運行本数は上りが平日で56本、土日祝日で50本、それぞれ7便減となっています。下りが平日で53本、土日祝日で48本となり、それぞれ8本減となっています。芦屋町から通勤・通学で利用している住民からは、快速列車が停まらない駅の利便性はさらに悪くなったとの声が聞こえます。水巻町、遠賀町、岡垣町についても同じ課題を抱えており、各JR駅と住民とを結ぶ公共交通の確保と便数の増便が課題となっています。今後、新JR折尾駅が完成すれば折尾駅を中心とした交通体系の拡充が住民から求められます。そこで、折尾駅を含めたJR駅、役場、公共施設、スーパー、病院等を循環する4町での公共交通の運行を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上、伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋町の公共交通の目指すべき将来像は、芦屋町地域公共交通網形成計画に記載されておりますように、既存にあります北九州市営バス、芦屋タウンバスを幹線バスと位置づけ、維持・確保しながら、公共交通網を形成していく計画となっています。JR折尾駅までの交通体系については、遠賀郡の自治体ではなく北九州市との協議等が必要となります。平成28年9月に北九州市営バスの3便増便、2便快速化が実施されたように、北九州都市圏域の形成に係る連携協約に基づき、JR折尾駅を中心とした交通体系の拡充については、北九州市と連携しながら、事業をしていくこととなります。

一方、JR水巻駅や海老津駅、役場や病院、買い物施設など4町で循環する公共交通の運行については、遠賀郡内の交通担当者が集う地方創生市町村圏域会議に提案をさせていただきたいと思っています。しかしながら、広域での交通ネットワーク化の実現には、運行に要する財源が大きな課題となってきます。4町での合意形成に時間を要する協議案件になると予測しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町の現在のJRとの接続については、芦屋タウンバスの運行が中心ですが、これは芦屋タ

ウンバス、現在、往復で 6 7 便だと思いますが、福岡県内の自治体交通としてはですね、恐らく県内一の便数を確保しているということですね、その点は町も財政的にもですね、支援して頑張っていると思います。ただやっぱり利用される方々の声を聞けば、やっぱり運賃の設定の問題や、便数の問題、それから高齢者や障害者への配慮の問題、そういった要望が出ています。先ほど言われました芦屋町地域公共交通網形成計画、これは 29 年 6 月に策定されていますけど、この中で 4 町での広域的な運行について、相当触れてあります。まず、芦屋町の上位関連計画の整理の中で交通分野を見ますと、遠賀郡各町との連携により、公共交通ネットワーク化について協議・検討を図るとしてありますし、それから第 5 次芦屋町総合振興計画後期基本計画の概要の中では、公共交通機関の充実ということで、地域公共交通維持確保計画に基づき、住民にとって利便性の高い公共交通の維持確保について関係機関との協議を進める。遠賀郡各町との連携による公共交通ネットワーク化について協議・検討を図るとしてあります。また、今、地方創生で出てきている芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要の中でもですね、交通ネットワークの充実ということで、住民の交通手段の確保や利便性を向上させるため、既存の公共交通の見直し・充実を図る。広域連携による公共交通のネットワーク化を検討する。また具体的な施策としてはですね、遠賀郡各町との連携による、公共交通のネットワーク化を検討するという、こういったふうに今度出された公共交通網形成計画の中でも 4 町での運行ということがですね、出されていますし、先ほどの答弁でも今後これを具体化していくということになっています。その中でですね、ぜひ実現してもらいたいというふうに思います。

8 月 21 日に岡垣町議会の住民懇談会に、私たち広報常任委員会の委員長、副委員長で傍聴・見学に行きました。これはワールドカフェ方式とあって、一括するのではなくて、それぞれ七、八人ずつのチームに分かれてですね、論議をしていくという、そういった形態でやられていたけど。この中でもですね、やっぱり住民の中から岡垣町でも 4 町でのバスの共同運行ができないのかという、そういった声ですね、上がっていました。

先日も芦屋町の町民の有志の方とですね、懇談会を持ったんですけど、その中にやっぱり住民の方からも 4 町での運行を行えば便数も確保でき、運賃を引き下げることができ、費用対効果が高まるのではないかという、そういった意見も上がっていました。

先ほどの中では、折尾駅との問題が大分、市営バスを中心に運行していくという、今後の方針は発展させるというようなことでしたが、なぜ折尾駅をやっぱり使わなければいけないとかかと言いますと、今、やっぱり通勤・通学も含めて、北九州だけではなく、福岡都市圏への通学・通勤もふえてきています。折尾駅からですね、小倉駅へは便数が 165 便出ています。博多駅には 148 便ということで、先ほど言ったように、遠賀川駅を利用した場合はですね、56 本と 53 本ということから 3 倍近い差があるわけですね。これは例えば、上りにしてみればですね、

平成 30 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

115 便が普通・快速、それから 50 便が特急ということで、そういった点ではですね、福岡都市圏に出て行く、小倉に出て行くという点になれば、ものすごい差があります。そういった点ではですね、やっぱり JR 折尾駅との連携というのは必ず必要になってきますし、水巻の JR の職員とちょっと懇談もしたんですけど、そのときに出されたことは、今後さらなる運行本数の削減と、それと駅舎の無人化、こういったことが小さい駅では図られていくんではないかということに危惧していました。

今見てわかるように、JR についてはですね、ななつ星列車に見られるように、高額なスペシャリティな列車をつくったり、不動産業にウエイトを移していくという、こういった傾向に走っています。地方交通についてはですね、豪雨災害のときの日田英彦山線の復旧に見られるように公共交通の役割を投げ捨ててですね、ローカルや利用者の少ない駅は切り捨てるといって、そういった経営方針になっています。そういった点ではですね、折尾駅の位置づけをどう考えるのか、町のほうにお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今、議員がおっしゃったように折尾駅との接続は芦屋町にとっては大事なことだと思っています。ちなみに芦屋町から北九州市営バスが折尾駅につながっている便数について、ちょっと御報告させていただきます。

平日ですが、平日は 43 便折尾駅のほうにつながっております。一番使われる時間帯、通勤・通学に使われる時間帯は 6 時と 7 時台だと思っています。6 時には 6 便、7 時台には 8 便という便数を今、確保していただいているところであります。この便数につきましては、先ほども言いましたように、維持・確保していくことが一番重要だと思っていますので、この点については、北九州市と連携して協議していきたいと思っています。あと自前のバスを、例えば折尾駅に走らせるということにつきましては、それぞれ町のほうに交通会議という会議を設けることになっています。そこで路線や運賃を決めて、各事業者、団体等との協議を行った上での同意を図れて初めて、その路線が確定できる。確定するというか、それを決めた中で、また国のほうに申請することになりますので、その辺はなかなかちょっと難しい状況じゃないかと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

公共交通を新たにつくるとか、そういったことをする点ではですね、なかなか難しい問題があ

るということは重々承知しております。ただですね、やっぱり北九州市営バスも今までの数十年の歴史的経過の中で、芦屋町に乗り入れてきたということで、なかなか経営が厳しい中でも、便数を確保してやってはくれています、それでも利用者にとっては便数が足りないとか、時間帯が悪いとか、そういった意見が出されています。やはり、北九州市営バスは北九州市民のためにつくられたバスであって、北九州市民の税金を投入しているという問題があるんですから、当然、芦屋線とか、ほかの路線について経営的に不利が生まれれば、そこは撤退しなければならないということが当然考えられますし、それは西鉄バスのときでもそうだったのではないかなと思います。例えば北九州市営バスは、北九州市民の利用者に対しては、障害者や高齢者に対する割引がありますが、水巻や芦屋町の住民が利用してもその割引を、パスをもらおうとしてもできないという、そういった点では、北九州優先という性格はちゃんと認識していたほうがいいと思います。

そういった点ですね、公共交通の自前でとるということ、当然、今、水巻のほうもですね、昔は猪熊線があったし、今もありますけど。当然便数が少なくなっているということで、芦屋や水巻やそして遠賀とか、そういったところを循環して折尾駅に回るというバスを北九州に頼らず、4町で運営していくことができないかなという、そういった考え方を持っているわけです。これは私たち共産党としても中間・遠賀議員団というのがありまして、そこでもですね、この問題を論議して、やはり広域な対応が必要でなはいかということですね、町にも働きかけていくというところで一致していますけど。さっきも言いましたように、確かにいろいろなですね、問題があります。ダイヤの問題やルートの問題、それから、事業の委託の問題。それから乗り入れの問題とか。確かに困難はあると思いますが、やはりそこら近所は、今後考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。

公共交通は住民の足の確保にも必要不可欠ですが、最も必要なのはまちづくりにも貢献しているということです。自由に安心して移動できることで、外出する機会がふえ、町が元気になってきます。交通は、生活交通に加えて教育、地域コミュニティなど、住民が生きていく上での土台となります。今、人口減少や人口流出が芦屋町にとって課題となっています。人口減少や流出をとめる対策としても、住民が住み続けたい、住み続けられる地域づくりとして公共交通の果たす役割は極めて大きいと考えます。住民の願いを受けとめ、公共交通の基盤拡充を強く要望しますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

公共交通の問題でございますが。まずはもう皆さん御存じのように遠賀郡4町でJRの駅がないのは芦屋だけということで。この点で、かなり通勤・通学は不便だというようなことで、これ

はもう芦屋の大きな課題で、もうずいぶん前からの課題であるわけで。しかし、ないものねだりでこちらに J R の線をですね、引っ張ってくれということではできないんであって。今、芦屋のタウンバス、それから町内の巡回バス、接続するという形でいろいろな工夫をしてやっておるんですが。

遠賀郡で、4 町でということ、町長会でもこの話は出ます。そうした場合に、やはり考えがそもそも違うというか、水巻と芦屋はやはり北九州、北九州市営バスに頼る。それで水巻は今度、ボタ山のほうの開発があるので、北九州市営バスに路線延長、増便等を頼みに行くということの水巻の町長は言われていました。遠賀、岡垣さんにつきましては、西鉄バス等々が撤退しておりますので、自前のバスで駅等々、巡回バスでやられておるようでございますが。話を聞きますと、遠賀と岡垣さんは横の交通をどうかしてくれと。駅までの縦はいいけど、遠賀の人が岡垣、岡垣の人が遠賀という形ですね、それは何かというと、病院、それから買い物。これですね、横の路線を何とかという要望が遠賀と岡垣は強いということです。芦屋につきましては、私もちょこちょこタウンバス利用させていただき、折尾駅から北九州市営バスに乗る時もあるんですが、そんなに便利悪くないがなあと思うことが多いんですけど。タウンバスに乗った場合、もう 15 分で遠賀川駅に着きますのでですね。北九州市営バスを役場前から乗って 30 分ちょっとぐらいですかね。そんなに不便は感じないし、何か本でも読みよったらすぐ着くぐらいのですね、形やし。やはり車社会におきまして、乗ったことがないという人が大部分ではないかと思います。議員の皆様方でどのくらい、たまには乗ることがあるでしょうけど。どのくらいの頻度でタウンバス乗られておるか北九州市営バスに乗られておるのか。まず実態でちょっとですね、何度か乗ってみられてですね、体験していただきたいと思います。

それはそれとして、遠賀郡 4 町でのそういうような何かできないかということは大いに議論しなければならぬと思っておりますので。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

やはりそれぞれの町でいろいろ要望も違うと思いますので、テーブルに着けばですね、それを具体化していくということもできると思います。それで、そういったことをやっていくためにも一つ提案したいのは、やはり交通体系の拡充についてはですね、ダイヤの編成またはルートの確立それから、そういった専門性がやっぱり必要となります。そういった点ではですね、人材の育成っていうのがやっぱり本当に必要なものだと思いますので、やっぱり適材適所な人材配置を行い、そして交通体系のエキスパートを育成するというですね、そういった観点からですね、人事

配置をお願いしたいと思えます。

続きまして、第 2 点目のですね、遠賀川のごみ処理基金の創設について伺います。7 月 6 日の豪雨によって遠賀川上流より流出した大木、葦、ペットボトル、発泡スチロール、空き缶等の大量のごみが柏原海岸、洞山、夏井ヶ浜、波津海岸に大量に漂着しました。これらのごみは海洋汚染だけでなく、漁船のプロペラの破損やエンジンの冷却水に混入し、エンジンの故障につながる。また、定置網が流木やごみにより流されてしまう事故も発生しています。海岸に漂着したごみ処理は町が行わなければならない、小さな町にとっては大きな負担となっています。今後も地球温暖化やゲリラ豪雨や大型台風による遠賀川の氾濫やごみ流出が起こる危険性が高まっています。

波多野町長は遠賀川流域リーダーサミットでごみ処理へ流域自治体が一体となった基金の創設を提案しましたが、現時点ではまだ実現していません。ごみや流木による海洋汚染を防ぐためにも、迅速な対応ができるごみ処理基金の実現は緊急のものとなっています。基金創設の進捗状況について伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず、遠賀川リーダーサミットでございますが、このサミットは、生命の川である遠賀川の水環境の改善を目指して、遠賀川河川事務所と N P O 法人遠賀川流域住民の会が主催し、平成 1 9 年度から 2 年置きに開催されております。平成 2 4 年度に飯塚市で開催されたサミットでは、流域の 2 2 市町村長と福岡県知事、遠賀川河川事務所長のもとで、母なる遠賀川をより美しく誇りの持てる川として次世代に引き継ぐとした遠賀川流域宣言が発表されました。この宣言を踏まえて、遠賀川流域の住民の皆様と行政が連携してさまざまな活動をしており、遠賀川の水環境が一步步改善されております。

このサミットにおいて波多野町長は、河口の町、芦屋町では、洪水時に上流から流れてくる大量のごみが海岸一帯に漂着すること。そのごみを処理する問題や漁業被害等について訴えてきたところでございます。また、遠賀川河川事務所所管の協議会で、国及び福岡県、流域 7 市 1 2 町 1 村で構成されている遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会においても、事あるごとに芦屋町の現状を訴えていました。

今年の 8 月 1 日に開催されたこの協議会の総会において、近年の河川を取り巻く変化に即した対応が可能となるよう規約及び会の名称を「遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会」と改め、水質改善だけではなく、ごみ問題にも焦点を当て、議論を行うこととなりました。時間はかかりましたが、今後はこの協議会にて、大雨によって遠賀川から流出し、流れ着いたごみの処理費用について、国・県のほかに流域自治体でも費用負担をする仕組み、基金創出について、具体的な

議論が進められていきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

お手元にですね、資料を配付しております。洞山及び柏原漁港の漂着ごみという写真の資料です。この 1 から 2、3 は、これは洞山の海岸にですね、打ち上げられたごみの写真です。4 はですね、西方海岸のほうに打ち上げられたごみであります。5 から 9 については、柏原漁港内に漂着したごみの一部を表示しています。

7 月 18 日付の西日本新聞にでもですね、この問題が取り上げられて「岡垣、芦屋両町に流木 西日本豪雨で遠賀川から海岸へ」ということで報じられました。波津海岸では 13 日から県が片づけ始めますが、芦屋町は港湾区域については町のほうで、7 月の 11 日から迅速に行われました。漁業者が 3 日間船を出してですね、この 5 から 9 のですね、ごみをですね、回収しました。これは町の財源でですね。即決で使える財源でごみの回収を行い、おおむね回収されました。また担当の職員のやっぱり奮闘に感謝しますし、またこの 4 の西方海岸については役場の職員がボランティアでですね、ごみの回収をするという、そういったこともしていただきました。ほかのですね、この 1 番から 3 番の洞山ごみとか、またほかにも、夏井ヶ浜にも同じように漂着していたんですけど、このごみについては県と町で分担し、回収されましたが、この回収作業が始まったのが 8 月 6 日から第 2 期回収作業が 8 月の 27 日からということで、現在もやられているというふうに聞いております。

一応ですね、こういったことでごみは片付いたんですけど、この 1 から 3 の漂着ごみについてはですね、そういったことで、二、三日すればですね、もう大潮になってですね、このごみがもう全てまた海に引き戻されて、ほかのところ打ち上げられるか、また海に漂流するか、また海底ごみになるかということで、大体 7 割ぐらいは海底ごみになるというような状況です。こういったことからですね、こういった遠賀川からの海岸漂着ごみの対応に一番必要なことは、やはり迅速に対応しですね、回収を行うという、そういったことが一番必要となっています。

海底ごみとなったごみはどんなふうになるかという、葦などはですね、こういった有機ごみについては、最終的には分解されて自然に還元されるということが出来ますが、ビニールやプラスチックごみ、ペットボトル、発泡スチロールなどは分解されずにですね、やっぱり他に漂着するか、または水を吸い込んで海底に沈み、海底ごみになり、分解されるという点では何百年という年数がかかるという状況になっています。平成 24 年にですね、冬のしけによって、季節風と潮流によってですね、海底ごみとなっていた大量の空き缶やペットボトルがですね、柏原西海岸

に打ち上げられたということはですね、記憶に新しいことです。日本の河川には約 4, 0 0 0 万本のペットボトル等がですね、落ちていたという調査もあります。一番問題なのはですね、こういったプラスチックごみが年月が経つとですね、砕かれていってしまって、5 ミリ以下のマイクロプラスチックになり、海を漂うという問題が起こります。年間海に出るプラスチックごみは 8 0 0 万トンとされています。現在、海洋には 1 億 5, 0 0 0 万トンのプラスチックがあると推定されていますし、マイクロプラスチックは約 5 兆個あるとされています。

2 0 5 0 年には、この海洋のプラスチックごみが海洋の魚や生物よりもですね、量が多くなるという、そういった試算もされています。このマイクロプラスチックについては、製造過程も含めてですね、海を浮遊する途中でですね、有害物質が付着し、このマイクロプラスチックを小魚が食べ、そしてこの小魚を大魚が食べるという。そしてそれを人間が食べるという食物連鎖によって、人の健康にも影響を与えるというふうに考えています。この近年はですね、このマイクロプラスチックに世界的にも注目が集まってですね、例えばスターバックスとか、それからガストとか、そういったところがストローをですね、有機物のストローに変えるとかですね。それから、マイクロプラスチックは化粧品とか歯磨き粉とか、そういったものにも入っています。日焼けどめのクリームとか、そういった中にも入っていて、ハワイ島などでは日焼けどめのクリームをですね、使用を禁止するとかいう、そういったことでですね、世界的にも大きな問題になっています。

先日もですね、テレビでプラスチックごみの問題が取り上げられていましたけど、例えばパプアニューギニアとかですね、カリブ海というのは、私たちのイメージではものすごくきれいな海というふうに想像していますが、映像で見たのはですね、ペットボトルやビニールによってですね、環境汚染された状態が映ってしまっています。海中やその海岸自体がもうプラスチックのごみであふれているという、そういった状況になっています。またプラスチックごみを食したですね、鯨やイルカ、海鳥などがですね、海岸に打ち上げられて生態系にも大きな影響を与え、深刻な状況になっているということも報じられていました。

最近言われているのは、このプラスチックごみについてですけど、プラスチックごみはリサイクルされていますけど、これがですね、中国が世界中のプラスチックごみのリサイクルを行っています。日本も中国に 1 0 0 万トンを輸出して処理を行っていたんですけど、この中国が廃プラスチックの輸入禁止を決定しています。リサイクル過程で汚染物質を排出し、環境汚染を引き起こすからということです。これによってですね、日本の 1 0 0 万トンのプラスチックごみが、処理先がなくなり、大きな問題となっています。またこのようなプラスチックごみ自体がですね、海に流出されるという、そういった可能性もあっています。

今度の遠賀川からの流出ごみによって出たわけですけど、これによってですね、漁業者の定



平成 30 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

置網も流されるという問題も起こりました。8月8日に国土交通省の九州地方整備局遠賀川河川事務所の副所長にこの漁業被害の状況と現地調査にですね、来ていただいて、現場のごみの流出の現状を見ていただきました。この中で意見交換を行う中で、芦屋町長が遠賀川サミットで提案している遠賀川流域自治体でのごみ処理への基金の創出が実現できるよう、国交省や県がイニシアチブを取ってもらいたいということを述べました。副所長のほうは、最近の異常気象で自治体の認識も変わってきているとの回答でした。今回、課長の答弁でですね、今後ごみ問題が机のテーマにのるということで、もちろんですね、これは地方自治体だけに責任を負わせるものではなく、国や県の責任が最も重大です。憲法第13条では幸福追及権を保障していますし、第25条では生存権を規定しています。第29条の第1項では、財産権を規定しているので、やはりこれに責任を負う国交省にですね、国民の生命と財産を守る最大の責任があるということは明白です。

私たち日本共産党の遠賀・中間の議員団もですね、会議でこの問題を取り上げ、遠賀川流域の自治体でごみ処理の基金をつくることを支持し、それぞれの自治体に働きかけることを確認しています。早急にですね、基金の創設が実現できるよう努力していただきたいと思います。

それで町長に伺いたいと思います。遠賀川流域で実現すれば、同じような状況にある筑後川や山国川、そういった中の取り組みにも大きな影響を与えると考えます。町長のお考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に明快なですね、御質問をいただいております。まさに今さっき、課長が言いましたように、今までは遠賀川水系は水質汚濁防止ということで水質のこと、ごみのことは1つも書いていなかった。これがですね、何回か話をするうちにないやないか。規約も何もないやないかということで、これが今ですね、直方の壬生市長が、それがおかしいということで、じゃあごみを入れたところの遠賀川水系水環境保全再生推進協議会と改めようということで、ごみがようやくとこのこういう、早く言えば規約みたいなものが出てきましたので。これはもう実現するのは、直方の市長はリーダーシップを取っていただいてですね、やるのはもう間近だと思っておりますので、議員におかれましても、いろいろな場面で支援のほうをよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

平成 30 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ぜひ早期に実現できるよう努力をお願いいたします。続いて件名 3、介護保険制度について伺います。

1、自立支援型地域ケア会議は、医療・介護など各分野の専門職から自立支援・介護予防の観点を踏まえたケアマネジメントに関する助言を得ることで、生活課題の解決や状態の改善など、高齢者本人の QOL、生活の質の向上、自己実現に資するケアマネジメントを、担当ケアマネジャーがケア会議で評価指標に追随することで、ケアマネジャーを統制し、認定率の引き下げや給付の抑制に走る危険性が懸念されます。

そこで次の点を伺います。まず 1 点目、ケアマネジメントに統制を目的とした仕組みをつくるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

自立支援型の地域ケアマネジメントの推進に関しましては、国が示す考え方に基づいて説明いたします。

まず、平成 24 年度の介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築とともに自立支援型ケアマネジメントの推進が明記されております。介護保険法第 1 条には、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な福祉サービスに係る給付を行うことが明示され、さらに第 2 条では、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、必要な保険給付を行うこととされております。しかしながら、介護保険制度の創設以後、このような視点でケアマネジメントが推進されていたかが検証され、その点検結果を踏まえ、要認定者の残存能力や意向に着目した自立支援型のケアマネジメントが推し進められるようになったものでございます。このことは、本人の御意向に沿っているばかりか、介護給付費の適正化に結びつき、結果として介護保険料を支払う住民負担も軽減する効果がございます。また、自立支援型のケアマネジメントは、これまでの担当ケアマネジャー 1 人で作成したケアプランと違って、本人や家族の意見や希望を大前提とした上で、リハビリ職や看護師、あるいは社会福祉士等多くの専門職の加わったケアプランを検討するものでございます。

したがって、自立支援型のケアマネジメントを推し進める考え方は、ケアマネジャーを統制するという考え方ではなく、担当のケアマネジャーに複数の専門職も加わって、地域ケア会議を開催することで、よりよいケアプランをつくっていただくものと考えております。あくまで、利用者本位の考え方に基づいてケアプランを策定するものであり、認定率の引き下げや給付の抑制を目指したものではありません。

また地域ケア会議には、多職種の参加により、さまざまな視点から利用者に係るアドバイスが

平成 30 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いただけることから、担当ケアマネジャーの育成にも寄与することになり、全体として介護保険法に基づいたよりよい介護環境が整っていくものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

課長の答弁ではですね、サービスが後退することはないということを明言されていましたが、ぜひですね、その言葉を後退させることのないようにお願いしたいと思います。

もともとこれはですね、平成 29 年に成立した介護保険法による支援重度防止化等に関する取り組みを支援するとして、保険者機能強化推進交付金が今度つくられたわけですけど。これに基づいてきたんですけど、きょうは時間がないので、これについての論議はしませんが。つまり、やっぱり給付を少なくした保険者にはお金を出しますよ、給付を少なくしきらないところには交付はしませんという、そういったことでサービスを削ることがですね、目標になってくるんじゃないかなと思います。やはりこの保険者機能強化推進交付金による保険者機能評価指標によって、今、ケアマネジメントに対するですね、危機がですね、全国に広がろうとしています。利用者本位はケアマネジャーの命です。利用者の暮らしを支え続けることにこそケアマネジャーの存在価値があり、人生の最期に寄り添うことができるからこそ、尊い仕事だと言えます。利用者や家族の参加のない地域ケア会議で利用者に会ったこともない他職種が検討する自立支援型のケアプランとは、いかなるものになるのでしょうか。加齢と共に老いていく体にむち打つように自立を迫る自立支援型介護は高齢者の尊厳を否定するものではないかと私は思います。

続いて 2 点目のですね、訪問介護、生活援助は回数制限を行わず、利用者の意向とケアマネジャーの裁量を尊重するべきと考えるが、いかがかについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この答弁のちょっと前で保険者機能強化推進交付金についてちょっと触れさせていただきたいと思います。この保険者機能強化推進交付金につきましては、前提として適正な介護サービスの利用の阻害につながらないということで、今、川上議員が言われた認定率の低下、そういったものをちょっと指標として入っておりませんので、そこら辺は誤解をされているかなというところがございますので、ちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

それから、ただいまの御質問ですけども、回答させていただきます。生活援助に係る訪問介護の回数につきましては、厚生労働省の省令でございます指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

平成30年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

営に関する基準に基づきまして、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護として定められたものでございまして、平成30年10月1日から施行されます。

概要を申しますと、訪問介護における生活援助におきまして、厚生労働省が定める回数以上をケアプランに位置づける場合は、その必要性をケアプランに記載するよう義務づけ、さらに当該ケアプランを市町村へ届け出ることを規定しております。また、市町村では当該ケアプランを地域ケア会議等多職種で検討し、必要に応じてケアマネジャーへ是正を促すことが盛り込まれております。私ども地方自治体としましては、厚生労働省令に基づき、必要な事務を進めていく義務がございます。なお、詳細な実施方法などにつきましては、今後、国がマニュアルを示すことになっておりますので、当該マニュアルに基づいて、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

必要があれば上回ることができるので問題はないということでしょうが、ぜひそういったサービスの後退が起こることのないようにね、私たちも注目しておかないけんと思います。

続いて、時間がないので3点目の制度改定により、ケアプランに国が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置づける場合、その必要性を掲載するように義務づけ、そのケアプランを町に届け出る制度はケアマネジャーの裁量と利用者の必要性を否定しない不当なものではないかと考えるが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国が制度として示しました省令に関して、私どもとしてどう考えるかということですが、これは介護保険制度の改正の一つでございまして、市町村に裁量があるものではございません。したがって、介護保険法に基づき、利用者の支援という視点を持った上で、しっかり事務を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

厚労省の指導に従うということでしょうが、そういったことが実現化されるためにですね、今

平成 30 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

度の広域連合では今年度の 10 月からか、訪問調査型ケアプラン点検作業という、そういったものを行うということで、これで専門員がケアプランの点検に入ってですね、給付の適正化を図るということを今まではやれていなかったもので、ことしからやっていくという、そういったことを打ち出しています。これがですね、給付のサービスのですね、後退につながることはないようですね、強く申しておきます。

続いてですね、2 点目、厚生労働省は在宅医療、介護連携推進事業については 2018 年の 4 月までに、以下の内容を全ての自治体で実施することを義務づけていますが、芦屋町の進捗状況について伺います。まず 1 点目の地域の医療・介護の資源の把握。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、在宅医療・介護連携事業を新しい事業として取り組む背景から、ちょっと御説明させていただきたいと思えますけれども。これは平成 26 年 6 月に地域医療・介護総合確保推進法が可決されたことで、市町村の事務とされております。このことは、地域包括ケアシステムの構築を進めていくに当たり、在宅で療養を要す高齢者に対して切れ目のない医療と介護を提供する必要があるためでございます。

次に、全体的なことなんですけれども、本町におけるこれまでの取り組みについて御説明申し上げます。遠賀郡及び中間市では、主な連携先でございます遠賀中間医師会と平成 26 年度から協議を重ね、単独の市や町、いわゆる中間市とか芦屋町ということではなくて、遠賀中間地域の枠組みで在宅医療・介護連携事業を推進していくことで合意しております。具体的な取り組みの第一歩として、平成 27 年 4 月 1 日に行政、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それから介護支援専門員協会、訪問看護ステーション等から組織する遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会を設置し、現在まで定期的に総会や専門部会を開催して、さまざまな取り組みを進めております。

事業の進捗状況について御説明申し上げます。まず地域の医療介護資源の把握ということなんですけれども、これにつきましては、一番最初に取り組みまして、現状では医療資源、介護資源と申しますと、それぞれの事業所それから病院とかいうものを指すわけなんですけれども、それが遠賀中間地域ではどういったところにあるか。それから、どういった対応をしていただくのか。そういったものを調べ上げまして、今現在では市町村及び医師会のホームページですね、これ在宅総合支援センター、医師会の在宅総合支援センターなんですけれども、ここのホームページに公開して把握した資源を公開しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

平成30年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

遠賀郡では4町ですね、共同でやっているということで、なっていますが。

それでは、2点目のですね、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討についてどういった進捗かを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これにつきましては、平成27年度から課題の抽出と対応策を検討しております。27年度につきましては専門部会を設置し、この検討するために専門部会を設置し、4回開催。それから28年は専門部会を4回開催。29年度は3回開催しております。これにつきましては、全体的に在宅医療・介護連携の課題と対応策を抽出するためのいわゆる協議体というか、会議が主体ですので、協議会を含んだ今の専門部会で、全体的に検討をやっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、第3点目のですね、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進についての進捗状況を伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、平成28年度につきましては、医師会のほうにおきまして、購入していただいたポータブル医療機器の配備、貸し出し、それから医師の間の意見交換そういったこともやっております。それから29年度、同じくポータブル医療機器の貸し出しとかやっているんですけども、もう一つ新しいものとして、在宅医療を行う医師に看護師、そういったものが同行訪問をするといったような新しい事業をやっています。それから他職種間も含めてなんですけれども、スキル向上のための研修会の開催、それから住民向けの啓発。こういったものを遠賀・中間を対象に実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

平成30年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは4点目の医療・介護関係者の情報共有の支援について。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず28年度につきましては、お互い顔の見える関係づくりということで専門職種の方の交流会を開催して、お互いで連携がうまくいくようにという環境づくりをしています。それを踏まえて29年度には、いわゆる入院の連携、入退院時の情報共有シートというもので、統一したシートを使って退院する、入院するといったときに、医療職もいわゆる介護職も同じ様式で見れるように、情報共有を図るようなシートを作成して30年度から運用するようにしております。これが医療介護関係者の情報共有の支援ということでの現状での成果でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは5点目の在宅医療・介護連携に関する相談支援。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これにつきましては、医師会が設置しております在宅総合支援センターにおいて、いわゆる専門職だけではなく、住民からの相談も受け付けていただくということで、相談件数についてちょっと報告をさせていただきたいと思います。平成27年度につきましては23件、28年度につきましては32件、それから29年度につきましては51件、それから29年度からは新しく在宅総合支援センター便りということで、在宅医療・介護連携に関して住民の皆さんに周知していただくためにチラシ等、そういったものを作成しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは6点目の医療・介護関係者の研修。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

28年度につきましては、これは主に研修ということなんですけども、28年度につきましては、職種を超えた研修会ということで、在宅医療を考える口腔のケアだとか、そういったことをやっております。それから職種間の専門的な研修会ということで、ケアマネだとか看護師とか、そういった対象の研修会を3回実施。それから29年度につきましては、職種を超えた研修会ということで、フォーラムを2回開催。それから先ほど言いました専門的な研修会ということで、6回開催しております。それから専門的技術の実技研修ということで、在宅医療を担っていただける訪問看護師だとか訪問介護士といった方、それから施設ではみとりを担当される方々を対象にした実技研修ということを3回実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、7点目の地域住民への普及啓発について。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは28、29とも同様なんですけども、啓発資料としてのパンフレットを作成して発行しております。それから医師会のほうで、主に医師会のほうが担っていただいているんですけども、出前講座をつくっていただいて、要請に応じて各地域に出向いて、出前講座を実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

8点目については、これは4町でやっているということで、おおむね順調にしているということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

8点目の関係市町村の連携という中では保健福祉医療圏の中で考えなさいということが国が定義づけております。そのために遠賀・中間プラス北九州市、プラスと言ったら失礼なんですけれ



平成30年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

ども、北九州とともなんですけど。これにつきましても、北九州市と年に1回協議を行っておって、進捗状況、それから協力できる等々の連携を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

これは4月から始まるということですね、今いろいろ、こう、るる言われましたけれど。全て到達点が十分に到達しているということにはなっていないというふうに思いますが。今までのこの8点の中で一番遠賀郡として遅れているか、これから強化して取り組まなければいけない点、それについてはどういったふうに考えているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この在宅医療・介護連携事業につきましては到達点という考え方じゃなくて、30年4月までに着手しなさいというのが国の示す考え方でございます。これについては遠賀中間地域につきましては、28年4月にもう全て着手しているということで、県レベルとか、全国レベルでいってもかなり遠賀・中間というのは進んでいるというふうに理解しています。ちなみに、北九州市と連携においても、北九州市さんのほうからは、遠賀・中間の水準にはまだまだ北九州市はっていないということは、御意見としていただいておりますので、その点に関しましては、遠賀・中間はかなり進捗しているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それで芦屋町としてはですね、やっぱり医療連携というふうになれば、当然、中央病院があるわけなんですけど。芦屋中央病院の訪問看護、またこの中で言われている訪問医療での在宅でのみとりや今後の在宅医療地域連携医療室、そういったところの事業展開についてはどうするのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、川上議員が言われたところは、中央病院の運営方針になるかなというふうなところがござ

平成 30 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いますので、在宅医療・介護の連携における中央病院、地域医療連携室を含めた中央病院の位置づけということでもっと答弁させていただきたいと思えます。在宅医療と介護の連携が必要となった背景は先ほど述べたとおりでございますが、現場では医療と介護という、それぞれを支える保険制度が異なっていることなどにより、他職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題があることがございます。在宅医療・介護連携事業につきましては、芦屋中央病院を初めとします遠賀中間地域の医療機関や介護事業所の皆さんが、遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会で決定した事業に理解をしていただき、積極的にかかわっていただくことで、医療介護の連携が推進され、結果として在宅の高齢者が安心して療養できるものと考えております。したがって、芦屋中央病院が単独で在宅医療と介護連携を進めていくというのではなく、一つの医療機関として利用者の視点に立って、在宅医療と介護連携の一翼を担っていただくという考え方でございます。

ただし、芦屋町の地域包括ケアシステムにおける芦屋中央病院が果たす役割は大きく、例えば、在宅で生活をされている高齢者などが入院する場合、地域包括ケア病床の充実が欠かせませんが、芦屋中央病院においては、移転建てかえ後は地域包括ケア病床へ積極的な病床機能の転換が図られており、在宅から入院、あるいは入院から在宅へという流れにおいては、芦屋中央病院に期待するところは大きいものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

先ほど言われました地域包括ケアシステムができれば、本当に芦屋町に住んでよかったと思えるまちづくりになっていくと思えます。2025年まであと数年しかありませんので、課題は多いですが、体制をつくり、前進させていくことが必要です。大変苦労はあると思えますが、在宅医療・介護連携推進事業が地域包括ケアシステムのかなめとなると思えます。住民に十分に認知されるよう、事業の見える化を1日も早く行っていくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。